

「第三の道」の社会理論

—— ギデンズの社会構想 ——

宮 本 孝 二

キーワード：アンソニー・ギデンズ、第三の道、ニュー・レイバー、
新しい社会民主主義

はじめに

第一節 「第三の道」の提唱

第二節 「第三の道」論争

第三節 新しい社会構想に向けて

おわりに

はじめに

拙著『ギデンズの社会理論』はギデンズが1994年に出した『左派右派を超えて』およびそれ以降の若干の論文までをカバーし1998年に刊行したが、ギデンズはその年に『第三の道』を世に問い、イギリスのブレア労働党政権の知的ブレーンとしての活動を本格化させた。一般理論すなわち社会学原論と全体的な現代社会論とから成る社会理論の研究という大枠には収まるが、現代社会論ないし社会構想論として大きく実践的な領域に踏み込んだ活動をギデンズは開始したのであった。

それから数年が過ぎ、ギデンズは1997年に就任したLSE（ロンドン大学

経済学・政治学学院) 総長の職を、任期満了とともに2003年秋に辞した。また、ブレア政権はイラク問題等で激しい批判にさらされることになり、第三期任期満了をまたず2007年5月には辞意を表明したが、ともあれ世界もイギリス社会多くの問題に直面しつつ、その改革は進行中である。「第三の道」についても、多くの議論が重ねられギデンズ自身の手によって2000年に中間総括が行われ、「第三の道」の社会構想の一層の展開が目論まれた。その後も議論が重ねられているとはいえ、新しい社会の構想についての主要な論点は出尽くしている感が強いが、それらを政策として具体化する過程は終わることはないだろう。そしてこれはイギリスだけのことではない。現在の日本の構造改革にかかわる論点でもあり、第三節で紹介するように日本でもいくつかのギデンズを参照した議論、たとえば「第三の道」を引き合いに出して小泉政権の構造改革路線を批判する議論も登場した。

本稿では、「第三の道」とそれを巡る議論の展開をギデンズの著作に拠りながらその概要と要点をまとめ、それが新しい社会構想としてさらなる展開をとげるためにクリアすべき課題を見出し、それに対応するための基本方向を明示したい。したがって、まず第一節において、現代社会論としての『第三の道』の基本構成と、社会構想としての実践的課題への考え方を整理し、併せてその翌年1999年にギデンズがまとめた『暴走する世界』の要点にも言及しよう。

次に第二節では、2000年の『第三の道とその批判』をもとに、「第三の道」論争の主要な争点、社会構想としての「第三の道」の基本となるテーマについて、ギデンズが一層検討を進めた結果をまとめ、新たな展開の意義を明らかにする。

そして最後に第三節においては、2002年の『新労働党の現在』、およびその後に出された論稿をもとに、現代社会論ないし社会構想論として、基本的な論点をどう考え、全体の枠組みをどのように整合化し、また個々の細部の内容をいかにつめるべきかについての現時点での達成点を明らかにしておき

たい。そのためにも日本での近年の関連した議論についても紹介し、新たな社会を構想する一助としたい。

第一節 「第三の道」の提唱

ギデンズの『第三の道』は1998年に刊行されたが、そこで提示された社会構想の原型は1994年の『左派右派を超えて』にすでに示されていた。『左派右派を超えて』の内容紹介と検討は、拙稿「ラディカル・ポリティックスの時代」および拙著『ギデンズの社会理論』で行ったので¹⁾、ここでは重複を避け、要点のみを簡潔に示しておこう。

保守主義と社会主義という左右両翼の思想の限界を指摘し、それらの思想が限界に達した原因である現代の社会変動と諸帰結を示し、新たなラディカルな政治のありかたをギデンズは求める²⁾。ラディカルな思想とは、かつては資本主義体制の変革を目指す社会主義のことであったが、80年代になるとそれは明らかに逆転し、社会主義が現状維持を指向し、資本主義の側がむしろ現状変革の動因となるに至った。保守主義のなかでも、市場のパワーを信頼し、それを中心に据える資本主義思想ともいるべき新自由主義（ネオ・リベラリズム）がラディカルな思想となり、保守革命の時代、社会主義諸国の解体の時代、福祉国家見直しの時代が始まったのである。そのような変化をもたらした世界的な社会変動として、ギデンズはグローバル化、脱伝統化、リフレクシヴィティの増大を指摘する。しかし、市場の力だけで現代社会の問題は解決できない。新自由主義と社会主義を超克し止揚する新たな次元の思想、ラディカルな政治が目指される所以である。

ラディカルな政治の基本特性としてギデンズは、新たな個人主義に基づく連帯性、環境問題や身体問題に対応する生きることの政治（ライフ・ポリティックス）、生成力のある政治（ジェネレイティヴ・ポリティックス）、対話型民

1) 拙著『ギデンズの社会理論：その全体像と可能性』八千代出版、1998年。

2) Giddens, 1994, pp.22-103. 訳書、37-135頁。

主主義、建設的な（ポジティヴな）福祉、暴力の抑制などを挙げる。

第一の新たな個人主義に基づく連帯性は、哲学的保守主義の価値観から、ラディカルな政治が継承し発展すべきものとして抽出された³⁾。ただし、それは全体性が優先され個人が抑圧されるといった連帯ではなく、自律性ないし自立性（オートノミー）をもつ個人が相互に依存しあうという一見矛盾した関係として設定される。これは家族のような小集団から、グローバルな世界社会に至るまで、あらゆる次元の社会に求められる価値なのである。

第二の生きることの政治（ライフ・ポリティックス）は、ライフ・スタイルの選択が、政治の中心的な争点となりつつある、という指摘である⁴⁾。これは特に環境問題への対応に重要であるが、狭義の自然環境のみならず、身体や生殖やグローバル・システムなどもエコロジカルな課題として議論されることになる。人間が自然環境や他者（胎児やグローバルな他者も含めて）や自己・身体との関係をどう意味づけるか、が争点となる。

第三の生成力のある政治（ジェネレイティヴ・ポリティックス）とは、能動的な信頼を基盤として、自律的ないし自立的なパワーを人々に与え、貧困や排除の問題を解決しうるような条件をつくりだす政治である⁵⁾。ネオ・リベラリズムのように、福祉切り捨てのための小さな政府をいうのではなく、物的条件や組織的枠組みを提供することによって積極的に介入し、人々に自律的ないし自立的なパワーを生成し、そのパワーが新たな状態を生成する、後述の建設的福祉が展望されている。

第四の対話型民主主義は、代表型民主主義と対比される。民主主義は議論の公共的な場を設定し、そこに入々を参加させるという特性をもつが、これまで参加方式は代表型に限定され、対話による議論がなされる公共的な場の形成はなおざりにされてきた⁶⁾。それは国家の次元の制度としてのみならず、

3) Giddens, 1994, pp.22-50. 訳書, 37-71頁。

4) Giddens, 1994, pp.198-228. 訳書, 250-88頁。

5) Giddens, 1994, pp.151-73,190-7. 訳書, 192-220, 241-9頁。

家族やその他の組織集団、ギデンズのいう自助集団や社会運動などの場でも求められ、さらにはグローバル化した場においても実現可能性をもちつつあるものなのである。

第五のポジティヴな福祉、建設的福祉とは、人々に自律的ないし自立的なパワーを養成するような福祉である。自律性ないし自立性と責任を結合すること、そして生きることの政治の基準を生かすことを目指すのがポジティヴな福祉なのである⁷⁾。従来の福祉国家は結局のところ貧困や失業を解決できず、国家官僚制を肥大化させ、福祉依存を強めてしまった。これらに対処し、また、産出される危険やグローバルな貧困問題にも対処しうるような福祉が求められる。さらに階級モデルからジェンダー・モデルへと重心を移した福祉が求められる。

第六の暴力の理論について保守主義も社会主義も十分なものをもっていないない⁸⁾。保守主義は暴力の不可避性を強調し、社会主義は革命的暴力を正当化する。暴力は戦争のみならず、対内的な国家暴力、ミクロな人間関係において行使される暴力、異文化間、民族間の暴力なども含まれるが、いずれにせよ暴力が行使されるのは価値観の衝突への一つの対応の仕方なのである。接触しているのに対話が困難なとき、暴力が顕在化しやすくなる。グローバル化した現代社会では接触は必然的であるから、対話か暴力しか選択肢はない。衝突するのは価値観だけでなく、利害の衝突や権力をめぐる衝突もあり、実力手段は広く分散しているという困難な現実であるが、自立性と連帯性と対話を結び合わせること、これが目標となるのである。

以上の基本的な論点に基づいて展開された『左派右派を超えて』以降も政治情況に關わる時事的な論稿で、ギデンズは労働党の新方向などにも言及していたが、新しい労働党の路線をめぐる議論展開と連動してさらに究明を進

6) Giddens, 1994, pp.104-33. 訳書, 136-71頁。

7) Giddens, 1994, pp.134-97. 訳書, 172-249頁。

8) Giddens, 1994, pp.229-45. 訳書, 289-308頁。

め、ついに『第三の道』というまさに新生労働党の綱領的文書を発表するに至ったのである。

『第三の道』では、まず第一章で社会主義の終焉を受けた社会構想の課題が論じられる⁹⁾。すなわち、国家社会主義や旧式の社会民主主義の終焉は確実だが、同時に資本主義の現在形である新自由主義も矛盾を孕んだ思想であらざるをえないことが指摘される。そして、経済的自由（自由市場）と個人的自由（政治的ないし社会的・文化的自由）という二つの座標軸を設定し、二つの自由に許容的な自由主義、不寛容な権威主義、経済的自由は認めるが個人的自由には不寛容な保守主義、個人的自由には寛容だが経済的自由は認めない社会主義という四つの類型を設定する。その上で、社会民主主義の現在形を求めようとするのである。自由の問い合わせ、再設計がギデンズの方針である。

新たな社会を構想をする際に不可欠なのは、社会が直面する課題を正確に把握することにほかならない。ギデンズは五つのジレンマを設定する¹⁰⁾。グローバル化がもたらす課題群、新しい個人主義という課題、左派右派の区別が通用しない課題、政治家だけでは到底対応できない課題、環境への配慮という課題、以上である。これらのジレンマは簡潔に言うなら、グローバル化か国民国家か、個人主義か連帯か、左か右か（あるいは左右か左右を超えてか）、民主化か非民主化か、産業化か環境破壊か、ということになろう。

こうして、「第三の道」が目指す社会構想が具体化されていく。これらの変動への対応は相互に入り組んでいる。そこで政治体制および市民社会の再構築、福祉国家の再構築、グローバル社会と国民国家との関係の再構築にまとめて議論が展開される。

政治体制および市民社会の再構築のために、ギデンズは民主主義の民主化を主張する¹¹⁾。そこには多様な方向性が込められている。中央から地方への

9) Giddens, 1998, pp.1-26. 訳書, 10-55頁。

10) Giddens, 1998, pp.27-68. 訳書, 56-121頁。

権限委譲、地方分権は地方の対話型民主主義の進展に貢献しよう。また公共部門の刷新、行政の効率化により、小さな政府（地方政府も含めて）の実現が可能となり、官民連携、民営化が推進されるだろう。さらに直接民主制の導入は権利と責任を自覚した市民を育てることができる。なおリスクを管理する政府とは、行政の本来的な仕事が多様な問題領域におけるリスク管理にあることを意味している。そして上下双方向の民主化はグローバルレベルでもローカルレベルでも、さらにはまた家族といったミクロな場においても民主化を推進するだろう、ということである。

福祉国家の再構築の基本目標は、アクティブな市民社会をつくることにはかならない¹²⁾。自律的ないし自立的パワーをもった市民の育成により、政府と市民社会の協力関係が可能になり、第三セクターの活用も効果的になる。また、市民社会は多様な地域社会によって構成されるのだが、個々の地域社会において、地域主導によるコミュニティの再生、地域の公的領域の保全が求められる。新しい公共性の基礎づくりとなる。なお、コミュニティの再生において、犯罪防止という課題も重要である。現代イギリスにおいて、それだけ地域コミュニティの荒廃、犯罪の増加が問題化されているということでもあるが、一般論としてもコミュニティの再生は社会統合の促進、逸脱行為の抑止に貢献しよう。

市民社会の構成主体は、諸個人、諸集団であるが、市民社会の中心になる集団は家族と地域社会である¹³⁾。地域社会といっても、前述のように、コミュニティとして成立するものである。家族については、その解体のトレンドはとどめがたいものがある。離婚の増加、家庭内暴力、虐待の蔓延というように、安定した男女性別役割構造をもつ長期的継続性をもつ伝統的家族は解体の危機にある。家族問題を何とか解決しなければならないが、伝統的家族の

11) Giddens, 1998, pp.70-8. 訳書, 124-37頁。

12) Giddens, 1998, pp.78-89. 訳書, 137-54頁。

13) Giddens, 1998, pp.89-98. 訳書, 154-67頁。

復活は不可能であるし、伝統的家族の暗部も無視できない。家族の民主化は不可避のトレンドであり、夫婦関係、親子関係はそれぞれ権利と責任をもった個人の関係性として再構築されねばならない。それを可能にする制度的条件の整備が必要なのである。

以上のように、一層民主化された行政、再建されたコミュニティー、第三セクターの活動、民主的家族によって構成される新しい市民社会といった新しい社会の構想の輪郭を描いたギデンズは、福祉国家の基本理念の根本的組み替えを試みる。

まず、排除しないことが平等であると考えよう、というのが基本方針となる¹⁴⁾。平等を目指す社会主義が突き当たったのは社会の停滞と不自由であった。社会の活力を生かした平等概念が、新しい社会民主主義には不可欠なのである。それが排除しない社会、包含する社会という構想である。すべての人々を活動的な市民とするには、教育のための社会投資が必要となる。社会投資とは人材育成なのである。企業家のイニシアチブで富の生産に必要な人材を育成しなければならない。市民は生涯教育の過程でたえずパワーを更新し増加させる。そのような市民は労働力として移動可能であり、そのためにもポータビリティを実現する制度が求められる。そして、家族に優しい職場づくりによって、労働する市民が家族に配慮する余地を拡大する。しかし何よりも職場を拡大するためには、効率的な企業による革新を、これまで比較的非効率であった公共事業にもたらさねばならず、そのためには政府と企業の協業が不可欠なのである。それは『左派右派を超えて』で示された基本構想に見られたポジティブ・ウェルフェア社会ということでもある。マイナスをゼロにする福祉ではなく、プラスにする福祉である。福祉によって人々に市民力をつけることが目標となる。

なお、新しい社会を構想するとき、一国だけの視野では不可能である¹⁵⁾。

14) Giddens, 1998, pp.99-128. 訳書, 168-213頁。

15) Giddens, 1998, pp.129-53. 訳書, 214-53頁。

グローバル化が一国限定の社会構想を許容しない。コスモポリタンが鍵概念である。コスモポリタン国家、多文化主義、コスモポリタン民主主義、グローバルなガヴァナンスをギデンズは唱える。そして世界的規模での市場原理主義に対抗しなければならないが、グローバル化を否定するのではない。グローバル化を拒否しては後退あるのみである。グローバル化に対応し、そのトレンドを望ましい方向に導かねばならない。

以上のような『第三の道』の内容は、ほぼ『左派右派を超えて』で詳細に論じられていたことの簡約版というおもむきがあるが、以前提示された事柄が、一層明確に強力に打つ出される方向や視点が見られる。それは、平等とは排除しないことと理解すべきであるという視点、社会的投資国家という名称と構想、コミュニティ再生、民主的家族（家族契約）などである。平等こそ社会主義の目標であり、資本主義の効率優先に対抗する根本的価値であるため、平等を捨て去ることはできない。そこでギデンズは平等概念を多様化する。完全な平等ではなく、新たな平等概念が求められる。排除される人々がいないことを平等と見なす立場である。排除とは自律的ないし自立的に市民生活を送れない状態、あるいは、そのような個人として市民社会と連帶性をもてない状態である。そのためにこそ教育が必要であり、国家の役割は教育への投資である。しかし、市民社会がコミュニティや家族によって構成されることを忘れてはならない。個人はコミュニティや家族の一員として市民である。教育は学校教育以前にそこから始まる。コミュニティ再生のために民主的家族が求められるゆえんである。

次に『第三の道』の翌年1999年に発表された『暴走する世界』について簡潔に紹介しておこう。それはグローバル化という猛烈なトレンドが、現代社会をどのように変容させようとしているかという問題に取り組んだものである。というよりむしろラジオを通じての連続講演であるその小著は¹⁶⁾、『第

16) BBCラジオのリース連続講座（BBC初代マネージャーのリース卿が創設）の1999年度講師をギデンズは務めた。

三の道』の内容の関連部分、すなわち対応すべきトレンドとしてのグローバル化、リスク化、脱伝統化、家族の変容、民主主義の民主化を取り出し、それについて論じたものである。

まず、グローバル化の本質が明示される¹⁷⁾。グローバル化こそ基本的、根本的なトレンドであり、現代社会論には不可欠な基軸である。これは近代化の最大のトレンドであり、まさに世界システムの形成である。その存在、その動きを否定することはできない。それにどう対応するかのみが問われている。グローバル化は多様なリスクを上昇させる。ここでは科学技術も加担し、一層大きなリスク要因となる。国際金融リスク、情報化がもたらすリスク、科学技術がもたらす環境リスクなどが想起されよう¹⁸⁾。

そして、伝統をめぐる戦いが起こる¹⁹⁾。グローバル化は一面では世界単一化のトレンドであり、したがってグローバル化を含む近代化は、個々の社会において脱伝統化の過程もあるが、それは伝統の消滅ではなく、伝統の変容であった。伝統は絶えず変容し、新たに発明さえされるのである。脱伝統化はグローバル化への伝統からする適応でもある。

家族は現在、変容を迫られている²⁰⁾。いわゆる近代家族、核家族もまたいつしか伝統化した。まさに親密性の変容が生じている。家族の混乱は顕著であるが、もちろん伝統的家族に固執するのは誤りであり、家族の多様性を認め合う上で、家族の民主化、民主的家族の形成を目指すべきなのである。

代表制民主主義も限界に達しているようだ²¹⁾。民主主義は議会制代表民主主義だけでは不十分なのである。民主主義の民主化が必要である。これは『第三の道』に示された通りである。このように、『暴走する世界』において『第三の道』に付加され深化されたのは、社会構想の内容というよりは、新

17) Giddens, 1999, pp.6-19. 訳書, 19-46頁。

18) Giddens, 1999, pp.20-35. 訳書, 47-76頁。

19) Giddens, 1999, pp.36-50. 訳書, 77-106頁。

20) Giddens, 1999, pp.51-66. 訳書, 107-34頁。

21) Giddens, 1999, pp.67-82. 訳書, 135-62頁。

たな社会構想が求められる前提条件としての諸トレンドの素描である。

以上のように、『第三の道』およびその後の『暴走する世界』において、ギデンズは新しい社会の構想を体系的に素描し、それを社会に投げ入れることによって実践的主体の活動を促進しようとしたのであった。それは多くの批判的検討にさらされることになったが、ブレア政権によって社会構想が実践の場で試されるという貴重な経験もまた生み出されたのである。そして変化する社会と生み出される諸問題に対応して、『第三の道』をめぐる議論をギデンズ自身が整理し、批判に答えつつ、さらに検討を深め改良を加えていったのであった。

第二節 「第三の道」論争

『第三の道』をめぐって多様な議論が展開されたが、それらのうちの批判的な見解に対してギデンズが応答したのが2000年の『第三の道とその批判』であった。そこでは社会変動をグローバル化、知識経済化、個人主義化とあらためて把握した上で、それらに適切に対応した新たな社会構想を模索したのである。多くの批判を整理し、それらに応答することによって、ギデンズは新しい社会構想をさらに精錬することを目指した。

まず、第一章「第三の道とその批判」で、批判の諸類型をまとめ批判の論点を明確にしている²²⁾。「第三の道」は中途半端で曖昧だ、右翼ないし保守主義の一形態にすぎない、ネオリベラリズムと同じだ、イギリス的で遅れている、明確で体系的な経済政策がない、環境問題に無力（科学技術主義）だ、というのが批判のパターンであり、ギデンズはこれに対して、「第三の道」の社会構想が体系的で一貫性ある思想であること、市場のコントロールを強調する点でネオ・リベラリズムとは異なること、イギリスだけでなく先進社会一般に通用する議論であること、社会的投資を基盤とした経済政策や、環

22) Giddens, 2000, pp.1-26. 訳書, 1-30頁。

境保全と調和した持続的経済成長政策があることを強調する。

次に第二章「社会民主主義と第三の道」で、「第三の道」の社会構想、すなわち新しい社会民主主義の課題の基本的論点としていくつかの原理を示す²³⁾。まず、左右どちらかの選択が成り立たなくなったことを前提にしなければならないという根本原理がある。社会主義か資本主義かなどといった問題はすでに終わっている。

連帯と公正に基づいて政府と経済と市民社会とが各々構築され相互に連携しなければならない、という根本原理が次に挙げられる。実効的な市場経済、民主的な秩序、活力ある市民社会は、相互に他の条件となっている。国家は過大でも過小でも経済や市民社会に不適合である。市場一辺倒では公共性が損なわれ、市場を制限すると経済的繁栄が不可能になる。コミュニティが強すぎると経済も民主主義に反するし、弱すぎると政府は弱体化し経済成長を危うくする。

さらに、責任なくして権利なしという新たな社会契約が政府と経済と市民社会の間で締結されねばならない、という根本原理がある。すべての領域が社会的責任を自覚をして、公共財を利用するかわりに公共に贈与することを求められる。また、教育を基軸とした社会的投資や社会関係資本の充実によって福祉国家を再構築しなければならない、という根本原理がある。そして、上下に極端に人々が排除されないという平等主義原理に基づく多様性ある社会を追求しなければならない、という根本原理がある。最後に、グローバルな問題に真摯に取り組まねばならない、という根本原理がある。以上のようにギデンズは「第三の道」の方向性を明示した。

第三章から結論に至るまで、以上の方向性を順次検討し一層詳細に論じている。まず、第三章「政府、国家、経済的戦略」で、市民社会ないしコミュニティや経済との関係における政府の役割を論じ、グローバル化や知識化

23) Giddens, 2000, pp.27-54. 訳書, 31-63頁。

(情報化)に適応した経済、柔軟性ある市場、社会関係資本への社会投資といった戦略を示す²⁴⁾。

次に第四章「不平等の問題」で、完全な結果の平等を目指すのではなく、エリートや上層、あるいは下層の人々を社会に包含することを目標とすべきであると、統計データに基づきつつ主張する²⁵⁾。そして最後に第五章「グローバル化に真摯に向き合う」で、グローバル化の重大な課題として経済統治、環境保全、企業統制、戦争防止、民主主義を指摘し、簡潔に対応策を論じている²⁶⁾。

以上のようにギデンズは、『第三の道』への批判に対応して、「第三の道」の社会構想に一層磨きをかけたのである。注目すべきは、あらためて国家ないし政府、経済ないし企業、そして市民社会ないしコミュニティといった三つの領域がそれぞれ有能で連帯性をもち民主主義的でありつつ相互連携することが大前提であることを再確認していることを含めて、これまでの議論を継続させていることであり、具体的に付加された論点として特に上げるならば、上方向への排除問題と社会関係資本であろう。

排除問題は、新たな平等概念の確立のために不可避な問題だ。上述のように、社会主義からの脱却は必要であるが、平等という至上価値を捨て去ることはできない。しかし、国家の力で完全な平等を目指す政治がどのような悲劇をもたらすかは歴史が証明している。とすれば新たな平等概念が必要である。そこで、排除されないことが平等であるという視点が誕生した。自律的ないし自立的市民生活が送れることが排除されていないことを意味する。ある程度の不平等は正当化されるにしても、極端な排除は望ましくない。しかし、それはたんに貧困の悪循環に落ち込んだアンダークラス、すなわち下層階級の人々についてのみ言われることではない。社会に責任を負おうとはし

24) Giddens, 2000, pp.55-84. 訳書, 64-96頁。

25) Giddens, 2000, pp.85-121. 訳書, 97-138頁。

26) Giddens, 2000, pp.122-62. 訳書, 139-84頁。

ない、たとえば蓄財に専念し脱税するといった、あるいは内外のゲーティッド・コミュニティのように、いわば特権階級のゲットーに立てこもるといった超エリートたちも排除の問題に該当する。市民社会と連帶しない人々、自律的ないし自立的個人として相互に連帶する市民としてのありかたを実践できない人々、それらはたんに貧困な人々だけではない。無責任な超エリートもまた市民社会から排除されているといわねばならない²⁷⁾。

排除問題は社会関係資本にも関連する。これも『第三の道とその批判』において新たに強調された概念である²⁸⁾。市民社会の新たな連帯性を一層具体化した概念であり、相互信頼に基づきづけられたネットワークによる各種資源へアクセス可能性である。これによって、連帯性が国家や経済の基礎にあることが明確になる。どのような政策も、経済活動も、市民社会の連帯性から遊離しては有効性を発揮できず、社会関係資本を活用してこそポジティブな福祉も実現できるのである。社会関係資本への投資が求められる所以である。

2000年の『第三の道とその批判』に続いてギデンズは、2001年に編著『グローバルな第三の道論争』を刊行し自らその序論を執筆した²⁹⁾。そこでも、『第三の道とその批判』で到達された見地が簡潔にまとめられている。背景にある社会変動として、グローバル化、知識経済化、個人主義化が指摘された上で、「第三の道」の枠組みの要点が次のように網羅的に示されている。『第三の道とその批判』で示された論点と同様であるが簡単に紹介しておこう。

まず、政府と国家の変革の必要性である。行政改革なしに新しい社会は実現できない。行政官僚制と議会制民主主義の立て直しが不可欠なのである。そして、そのような新しい国家は市場に適切に対応しなければならない。市場自由主義は国家の支援なくしてありえないというパラドックスに国家は対

27) Giddens, 2000, pp.116-20. 訳書, 132-7頁。

28) Giddens, 2000, pp.78-83. 訳書, 89-94頁。

29) Giddens, ed.,2001, pp.1-21.

処しなければならないのである。

市民社会においては、自律的ないし自立的な市民によって新しい社会が成立することが強調される。国家と市民、そして市民間に新しい社会契約が必要であり、責任無くして権利なしという原則が確立されねばならない。社会において権利を主張する人々は、同時にその責任、義務を自覚すべきであろう。

市民は平等であるべきだ。しかし、完全な平等は不可能であり、それを追究することの弊害は社会主義国家が実証済みであることを自覚すべきであろう。前述のように排除されない社会が平等な社会であるという視点が重要である。排除をなくすためには雇用の創造が不可欠である。福祉国家の構造改革も雇用の創造が基盤となる。富の創出なくして社会は維持、持続できないのであり、経済の活性化の条件整備が求められる。このように社会政策と経済政策は別個のものではない。福祉国家の構造改革が中心的な論点であることを改めて確認せねばならないのである。そのためにも資本主義が基盤になるが、同時に社会的責任が問われる。すなわち責任ある資本主義でなければならない。

なお、社会の存続を脅かす問題として犯罪問題と環境問題がある。犯罪は安全な社会を脅かす。犯罪者にも権利は認められるが責任も強く求められる。犯罪者は排除問題につながる。排除しないためには再教育が必要である。また、行政改革との関連で刑務所民営化など実効的な対策も考慮されねばならない。なお、環境問題は持続可能な社会の基礎的問題であり、環境対策なくして新しい社会はありえない。

ギデンズは以上のように、自らの立場を再確認した上で、ヨーロッパ連合、第三世界、右派の復活という三つの問題を論じる。ニューレイバーのブレア政権同様、ギデンズはEU加盟推進の立場であり、第三世界への協力体制も含めてグローバル化推進の立場である。90年代後半の中道左派ブームから一転し、新世紀初頭にヨーロッパ諸国では右派政権へのゆり戻しが見られた。

それらはグローバル化に反する方向性をもつ傾向がある。やはり中道左派の路線、「第三の道」の社会構想が実効性を上げて流れを変えて行くほかはない。

こうして「第三の道」の基本綱領は一層整備されたのであり、これ以外に現代社会の進路はありえないとさえ思われる。この視野の広い一貫性をもった社会構想は高く評価されよう。社会主義は問題外であり、かつて資本主義のイデオロギーと非難した福祉国家論や市民権の思想に依拠し延命をはかるのが関の山であろう。かといって暴走する資本主義で良いはずもない。資本主義のもつ革命力を生かし、責任ある資本主義として、その副作用を未然に防止することこそ肝要なのである。それにしても、イギリス労働党政府は国内的、国際的にもさらに多くの問題に直面し、ギデンズも具体的な問題への検討を進めざるを得なくなってしまった。具体的諸問題に対応した個別システム形成の問題や、イラク戦争において露呈したような戦争防止と暴力の絡み合った問題にギデンズは直面することになったのである。

「第三の道」をめぐる議論の展開は、社会学の実践的能力の向上を求めている。具体的な諸問題に、まさに実践的な処方箋を書くことができなければ、社会学の存在意義の大半は失われるだろう。さらに、そのような具体的な個別議論の背景に、確固たる価値観に裏付けられた社会構想が不可欠であることもまた、「第三の道」をめぐる議論は示している。

第三節 新しい社会構想に向けて

2002年の『新労働党の現在』は、「第三の道」を実践したイギリス労働党に賛同する立場から、新たな社会構想を一層推進しようとするものであった。

まず、第二節で紹介した2000年の著作と同様に批判への反批判を行い、批判家の欠点を指摘する³⁰⁾。その欠点とは島国根性、記憶喪失、知的怠慢、現

30) Giddens, 2002, pp.3-13.

状否定的傾向である。島国根性とはイギリスのことしが知らず、他国との比較、他国の改革に無関心なことであり、記憶喪失とはイギリスで旧式の社会主義、旧労働党がサッチャー時代およびメイジャー時代にいかに苦境にあったか、そしてようやく新労働党になり政権の座につけたことを忘れていることである。また新しい社会構想に向けた努力をしない知的怠慢、かなりの水準の生活ができているのに現状を否定する性癖、民主主義のおかげをこうむりながら民主主義を否定する性癖、要するに資本主義では何事も改善不可能と考える性癖がある。

さらにギデンズは左翼からの批判が根拠とする正統的社会民主主義の神話を暴露する³¹⁾。体系的一貫性をもつ正しい社会民主主義があると考え、「第三の道」が妥協的で一貫性に欠けると非難したり、したがってまた、正統な本来的な社会民主主義がありうると考えている人々がいる。さらに税制の神話がある。税金を増やし公共サービスを充実するというすでに破産した神話から脱却できない人々がいる。ギデンズは「第三の道」への左翼的批判をこうして粉碎するのである。

次いで新労働党第一期の成果を検討し、第二期に向けての課題を明らかにする³²⁾。すべてが成功ではなかったが、一定の成果をあげることができた。まだまだ途上にあるのが、すなわち第二段階にあるのが「第三の道」である。この段階での主要課題は、その基盤となるイデオロギーを確立すること、次いでイギリス社会の将来像、新しい社会像の提示、環境政策の中心化、公的制度の復興、国際秩序におけるイギリスの位置と役割の確定である。順次見ていこう。

基盤となるイデオロギーの確立とは、広範な社会変容に対応するために基本となる思想を強固なものとすることにほかならない³³⁾。国家、市場、市民

31) Giddens, 2002, pp.14-28.

32) Giddens, 2002, pp.29-33.

33) Giddens, 2002, pp.34-37.

社会のそれぞれの健全化、そして相互のバランス、これが基本的な目標でなければならない。

イギリス社会の将来像は、メリトクラシーと平等性、多元主義と地方分権、環境政策の三点にしぼって論じられる³⁴⁾。機会の平等を重視し、市民の能力をいかす。それが不平等につながっても、排除される人々がいなければそれは平等と見なすべきだ。多元的な集団や文化の共存を追求するが、閉鎖的な集団や地域社会は望ましくない。そして、環境主義的近代化すなわち持続可能な社会の形成である。環境への配慮なしに経済発展はありえない。

公的制度の復興プログラムを明確化しようとするギデンズは、サッチャーフィー流の新自由主義が軍事や警察以外の公的制度を荒廃させたことを批判し、「第三の道」は公的制度の復興を課題とすると主張し、具体的な制度について検討を進める³⁵⁾。その際に強調されるのは、イギリスの公的制度は税率の比較的低い割りには質が保持されているということ、それらの実効性を一層向上させるためには、民営化一辺倒ではなく公民連携が不可欠であること、そして民間部門には第三セクター、N P O、その他のボランタリー組織などがあること、などである。もちろん民営化が適している問題もあり、民間資本主導の公的制度運営であるP F Iなども工夫する必要がある。

最後に、グローバル化と反グローバル化、国際的な不平等と開発・発展という対抗する要因を含みつつ変容する世界秩序におけるイギリスの適切な位置づけと役割認識、役割遂行が探究される³⁶⁾。反グローバル化には政治的にも経済的にも未来はない。相互依存の一層の増大や協同的問題解決というグローバル化こそ、グローバル化問題に対処する道である。グローバルな規制も必要なのである。しかし、反グローバル化ではいかなる社会も経済発展是不可能であり貧困から抜け出せず不平等問題は解決できない。グローバル化

34) Giddens, 2002, pp.38-53.

35) Giddens, 2002, pp.54-68.

36) Giddens, 2002, pp.69-75.

が貧困の原因ではない。適切に対応できないことが原因なのだ。たんなる経済開放ではなく、政府は実効的な役割を果たさねばならない。

次いで2003年にはギデンズが編集し序論を執筆し、8つの論稿を収めた『進歩主義宣言』が出版された³⁷⁾。その序論には、基本線が維持されつつも一層の議論の進展が見られる。現実の変化、現実の諸問題が具体的な対応を不可避としたのである。

「第三の道」はサッチャーワークの新自由主義に対抗しているが、市場資本主義の暴走をいかに適切にコントロールするかを問われている。利益至上主義の企業経営者の犯罪的行為が明らかになる事件もあり、市場を社会・文化と再統合することによって、経済の暴走を許さない条件づくりを求められる至ったのである。したがって、企業の社会的責任が強調され、利益至上主義にはならない条件づくりが国家（政府）の役割として再確認されねばならなくなつたのである。

国家（政府）の役割はそれにとどまらない。それはすでに大きな政府ではなく強い政府、有能な政府であることを求められており、具体的には市民に自律的ないし自立的なパワーを生成する社会的投資国家であることを要請されているのだが、たんに市民にパワーを付与するにとどまらず、パワー不足の場合はケアする課題、すなわちフェイル・セイフの条件整備を行うことも求められるようになったのである。それは放漫財政の福祉国家の復活であつてはならず、あくまで社会的投資国家が前提である。教育条件を整備してもなお自律的、自立的市民になれない場合、政府がケアするのは当然であることが再確認されざるをえないるのである。

市民社会においても、不平等を調整する課題を市民が担わねばならない。完全な平等を目指した社会主義の失敗に学び、不平等をある程度許容し、排除されないことを平等と見なすというのが「第三の道」の基本方針であるが、

37) Giddens, ed., 2003, pp.1-34.

市民間の社会関係の革新による不平等の緩和を推進しなければならない。これなしには資本主義の弊害を除去できない。たとえばワークシェアリングを、市民間契約ともいべきものとして実現し、より恵まれた条件の市民による一定の譲歩と、恩恵を受ける市民の一層の努力とを交換するといった方法が工夫されねばならないのである。

自律的ないし自立的パワーが不足している市民には、適切な教育の効果が出ていないとすれば、教育の機会均等の条件の整備を一層進めねばならない。そのためには、子ども時代の生活環境全般に視野を広げる必要がある。学習能力獲得の機会均等は就学機会の保証だけでは無理である。学習能力の基礎形成が学校教育以前の家庭や地域社会のありかたに左右されるというのであれば、その悪循環を断ち切るために、恵まれない家庭環境や社会環境の改善に焦点を合わせた施策を国家（政府）は社会的投資国家として遂行しなければならない。なお、財産相続の批判をギデンズが強調するのも、この問題に関連しており、不平等のコントロールと新たな社会的投資の財源確保が狙いであると思われる。

不平等が社会的排除にならないように注意が必要であり、経済的不平等が民族的差異と重なり、経済的に不利な地位に特定のマイノリティ、少数民族が置かれるとき、社会的排除の危険性が高くなる。とくに移民社会でもあるイギリスでは、民族的多様性の適切な運営が求められるのである。民族的多様性を維持することが大原則であるが、そのためにはた管理運営が必要である。たんに理想主義的に多様性、多元主義を礼賛するだけでは何ら問題解決にはならない。移民を受け入れる社会には寛容性が不可欠だが、それに対応してマイノリティの側も頑なに民族的文化に固執することなく譲歩すべき点では譲歩すべきであり、移民先の文化を尊重しなければならない。前述の経済的不平等緩和のための市民間契約と同様、民族対立緩和のためには相互の文化を理解し合うことが欠かせない。

新しい社会の構想は国内的問題にかかわるだけでは不十分であり、ギデン

ズが『第三の道』以来強調している、グローバルな課題への対応も不可欠である。すでにグローバルな公共的調整機構を整備する方策については提起していたが、イラク戦争へのブレア政権の積極的関与もあって、ギデンズは多国間調整における強制力の活用、多極主義における強制力の理性的な活用、すなわち暴力手段を実効的に、計画的合理的に活用することを主張せざるをえなくなったようだ。これはかつての暴力に対して対話を、という『左派右派を超えて』以来のある意味では理想主義的な主張に、ある程度の現実主義的修正を加えざるをえなくなったことを示す。

そして、最後に予測不可能なリスクを予測しリスクを軽減するという課題が示される。これは『第三の道』以来繰り返されてきたことだが、『暴走する世界』の変化はあまりに激しく規模も大きく、リスクは一層大規模化、深刻化している。しかし、可能な限りリスクを予測し、あらかじめ対策をとらなければならない。これはあらゆる問題について言えることで、新技術の活用による環境リスクに限定されるものではない。テロリズムのリスクなども含まれる。新しい社会の構想は、ますます困難な課題を担わざるをえないのであり、有能な国家も、自律的ないし自立的で排除されることのない市民からなる市民社会も、社会的責任を自覚した企業も、すべて揃わなければ諸リスクへの適切な予期的対応は望むべくもないと言わねばならない。

以上で見て来たように、ギデンズは「第三の道」をめぐる議論を深化拡大してきたのだが、最後にここ数年の日本におけるギデンズ評価について紹介し、一層の議論展開の可能性を探ることにしよう。佐和隆光、山口二郎、その他の研究者が「第三の道」の社会構想を参照しつつ論じている。佐和は、小泉政権の構造改革の批判にこれを引き合いに出し、小泉構造改革は新自由主義であると判定しサッチャー政権と同一視し、新自由主義への対抗軸を出す際に「第三の道」を提示する³⁸⁾。山口は「第三の道」の社会構想を具体化

38) 佐和隆光『日本の構造改革—いま、どう変えるべきか』岩波新書、2003年。

したブレア政権の具体的政策について詳細に紹介し、小泉改革を新自由主義的改革と判定し、「第三の道」には問題点はあるが、日本でもそれを一層精錬して採用する政治勢力が待望されるという立場をとる³⁹⁾。

山口は、イギリスでは医療と教育は公共セクターが責任をもつというのが国民的常識であり、ブレア政権も官から民へという民営化路線であるが、しかし基本理念は公共セクターが責任をもつことを指摘する。リスクを社会化することによって社会的な連帯を実現すること、それによって基本的な平等が目指される。もちろんグローバル化対応のための条件を整備すること、すなわち企業の活動しやすい条件を整備し、また、教育による高度能力をもった労働力の育成をはかることは、社会の維持のためには不可欠であり、労働の場と能力の保障による働く能力向上こそが福祉の目的とならねばならない。グローバルにはE U路線が適切であり、それは日本ではアジア重視の路線となろう。以上のように山口はブレア時代のイギリスを詳細に検討し、日本の今後の社会構想を考える根拠としているのである。

また雑誌『理戦』は、2006年夏号に特集「第三の道・再考」を組み、8つの論考を掲載している⁴⁰⁾。山口二郎「新自由主義を超える『第三の道』」、金子勝「『小さな政府』は人々を幸福にしない」、古河幹夫「サッチャー主義に代わる社会像の模索」、小堀眞裕「労働党ブレア政権の意義と限界」、今枝法之「『第三の道』の改良と発展が必要になっている」、宮本太郎「政府・市場・家族・N P Oのベストミックス」、仲正昌樹「『国民国家』をめぐるドイツ社民の葛藤」、橋本努「クリントン政権の『福祉から就労へ』」である。

山口論文については前述の論旨とかわりはないので省略し、まず金子論文であるが、あまりに小泉・竹中路線嫌いがこうじて、ややバランスを逸した「第三の道」批判になっている。サッチャー批判、小さな政府論批判がある

39) 山口二郎『ブレア時代のイギリス』岩波新書、2005年。

40) 『理戦』第84号（2006年夏号）、実践社。雑誌『理戦』は1958年『理論戦線』として創刊され、現在は改題され季刊『理戦』となった。

のみで、これまでの福祉国家路線が直面した問題の深刻度の認識が不足している。ブレア政権の新自由主義的色彩を金子は批判するが、「第三の道」は紹介してきたように、両面的な性格を示すのである。「第三の道」は新自由主義から見れば、いまだ福祉国家論の残映を引きずり、社会民主主義から見れば、あまりにも新自由主義に接近している、ということになってしまうのである。

古河論文は、サッチャー主義を総括したうえで、それに代替する社会像の模索の動きを概観し、先に紹介したギデンズの2003年の『新進歩主義宣言』にその一つの到達点を見ている。すなわち ギデンズは中道左翼の main idea を、埋め込まれた市場（市場と国家・政府、市民社会との連携）、遂行保証国家（諸資源を市民に提供するが、その実効性の保証も行なう）、市民的な経済（企業活動の監視）、市民と政府の共同責任、不平等の制御、相続批判、多様性の管理に求めているというのである。

小堀論文もまた、サッチャー政権とブレア政権を比較し、共通点として市場重視、小さな政府という立場、それほど相違していない点（本来、相違すべきであった点）としてコミュニティ、N P O、分権化の位置づけ、そして相違する点として、社会的リベラルという立場、規制国家の方向、ヨーロッパ統合への積極姿勢を挙げ、最後に小泉改革批判として、公的サービス改善のための民営化や市場化、E U統合にならった東アジア共同体の形成を提唱する。

今枝は第二節の『第三の道とその批判』の訳者でもあり長年ギデンズ研究を続けてきた社会学者であり、その成果の一端は『第三の道とその批判』に付された解説にも示されているが、ここでは「第三の道」の基本的なアイデアを紹介した上で、それが現在転機にあるとして、ギデンズの2003年の『新進歩主義宣言』を新たな方向を示したものと位置づけ、前述の古河と同様、その要点を紹介している。そして最後に自らの主張として包括的で多次元的な公共化を提唱している。

宮本論文は、新しい市民社会と民主主義、社会的包含の必要性を唱え、そのためには政府、企業、家族、N P O の 4 つのセクターが適切に組合わされねばならないとし、ギデンズ同様の社会構想を提示している。

仲正論文は、主としてドイツの社会民主主義的政策を紹介しており、その前ふりとしてギデンズについて簡単に触れているだけであり、ポジティブ・ウェルフェアや社会的投資国家、親グローバリゼーションがギデンズの「第三の道」の特徴であるといううにとどまっている。また、橋本論文は、アメリカ中道の新保守主義の福祉政策を紹介し、「第三の道」の原点はアメリカにあり、日本ではイギリス左派遺民が強くギデンズは過大評価されていると指摘している。

以上のように日本でもギデンズに触発されて、日本の構造改革と新たな社会構想、そのための諸政策をめぐる議論が展開されており、今もそれらは継続している。本稿で紹介したギデンズの主張、そしてそれをめぐって展開されている内外の議論、それらを検討しつつ筆者もまた、日本の構造改革と新たな社会構想、そのための諸政策をめぐる議論に参画していきたい。

おわりに

ギデンズは、一般的な社会理論やモダニティの社会理論を四半世紀にわたって究明し世界的な名声を確立したが、その内在的必然性に導かれて、すなわち現代社会論の要請に従い、「第三の道」の提唱、批判と反批判、新労働党の現在的課題との取り組みと、切れば血が出る実践の現場へと踏み込んだのであった。新労働党と連携し新たな社会構想、そのための諸政策を提唱し、そして実際にブレア首相に同伴することで自らも思想的に血を流さざるをえなくなった。「第三の道」の社会構想を実現不可能な夢物語と批判する向もあるが、国家社会主義も自由市場主義も旧来の福祉国家もすべて不合格であることを再確認すれば、ほかに道はないだろう。また、冷笑的な社会学ではもはや社会学として現代社会に存続する資格はない。日本社会の将来構想、

世界社会の将来構想を考察するという大きな課題に社会学ないし社会理論として取り組む端緒を、ギデンズの衝撃によって日本でも開かねばならない。社会学のすべてが社会構想論ではないが、それに取り組むならばギデンズには及ばないにしても相当の徹底性と現実への参加が求められよう。

しかしイギリスでも「第三の道」は困難に直面している。ギデンズの構想の問題点、欠落点はイギリス・ブレア政権では、第一にイラク戦争において、第二に思うように進まない改革（成果があがらないと結局サッチャーとどこが違うのかということになってしまふ）において、国民国家の暴力、テロリズムの問題として、また個別問題についての社会的対応システムの形成問題として明らかになった。しかし、その責めをギデンズやブレアだけに負わせることはできない。ギデンズの社会構想を継承しつつ、さらに彫琢を加え、新しい社会構想として仕上げていくためにはどうすればよいのか。基本的な立場として、新しい社会構想の確立のためにクリアすべき課題は、第一に、具体的な個別問題についての社会的対応システムをどう設計するか、第二に世界市民社会、世界市民への道筋をどうつけるか、ということになろう。その方向性のなかで、個別社会の改革も問われねばならない。コスマポリタンという価値観がそれを必要としている。その際に、資本主義、産業化、技術開発、技術利用の評価、国民国家、民族、暴力、民主主義、環境問題、グローバルな犯罪などが問われることになる。

現在の世界には多くの問題が山積している。グローバルな危機が今ここにある。しかし、そのような難問山積のなかにあっても、それらに取り組む人類の努力は続けられており、世界市民の形成に向けてのトレンドが見出されるのである。いわば世界市民、世界市民社会の成立であり、世界市民に向けた形成の長期的プロセスは確認できる。潜在的な可能性ではあるが確かな流れである。また、そのようなグローバルな方向での検討と同時に、市民社会の内部、細部のインフラストラクチャともいるべき社会関係資本を具体的にどのように構想し実現するか、が問われねばならない。たんに市民社会と

国家と市場のバランス、市民社会の充実、第三セクターや民間団体のパワーアップをスローガン的に言う段階は終わっている。個々の問題について、システムや制度が構想されねばならなくなっているのである。

参照したギデンズの著書・編著一覧（註では原著年度で表示）

- Giddens, A., *Beyond Left and Right: The Future of Radical Politics*, Polity Press, 1994.
(松尾精文・立花隆介訳『左派右派を超えて：ラディカルな政治の未来像』而立書房, 2002年)
- Giddens, A., *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Polity Press, 1998.
(佐和隆光訳『第三の道：効率と公正の新たな同盟』日本経済評論社, 1999年)
- Giddens, A., *Runaway World: How Globalization is Shaping Our Lives*, Profile Books, 1999. (佐和隆光訳『暴走する世界：グローバリゼーションは何をどう変えるのか』ダイヤモンド社, 2002年)
- Giddens, A., *The Third Way and its Critics*, Polity Press, 2000. (今枝法之・千川剛史訳『第三の道とその批判』晃洋書房, 2003年)
- Giddens, A., ed., *The Global Third Way Debate*, Polity Press, 2001.
- Giddens, A., *Where Now for New Labour?*, Polity Press, 2002.
- Giddens, A., ed., *The Progressive Manifesto*, Polity Network, 2003.